

(参考 1) 国の基本指針^(※)の概要

(※) 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 18 年 12 月 27 日付け厚生労働省告示第 395 号)(最終改正：平成 29 年厚生労働省告示第 116 号)

なお、このほかに、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」(平成 21 年 1 月 8 日付け障企自発第 0108001 号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)(最新一部改正：平成 29 年 3 月 31 日付け障企自発 0331 第 1 号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)があります。

(1) 目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項について、目標(成果目標)を設定する。

また、これらの成果目標を達成するため、活動指標(障害福祉サービス等の見込量)を計画に見込むことが適当である。

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

施設入所者のうち、平成 32 年度末における地域生活に移行する者の数

- 平成 28 年度末時点の施設入所者数のうち 9%以上が地域生活へ移行すること(注 1)

平成 32 年度末における施設入所者の削減数

- 平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減すること(注 1)

を基本とする。

注 1：目標設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画に定めた平成 29 年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上の目標値とする。

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

- 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること(注 2)

を基本とする。

精神病床における 1 年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)

- 平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数(注 3)及び平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数(注 3)を、目標値として設定する。

精神病床における早期退院率(入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点)

- 平成 32 年度末における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上とすること
 - 平成 32 年度末における入院後 6 か月時点の退院率を 84%以上とすること
 - 平成 32 年度末における入院後 1 年時点の退院率を 90%以上とすること
- を基本とする。

注2：市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

注3：国が提示する推計式を用いて設定

ウ 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

- ・ 平成32年度末までに各市町村に少なくとも1つを整備することを基本とする。

エ 施設利用者の一般就労への移行に関する目標

施設利用者のうち、平成32年度中に一般就労（注4）に移行する者の数

- ・ 平成28年度の実績の1.5倍以上とすること（注5）
を基本とする。

就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率

- ・ 就労移行支援事業の利用者数について、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること（注5）
- ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること
を目指す。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

- ・ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすること
を基本とする。

注4：企業等への就職、在宅就労、自営（起業）

注5：目標設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画に定めた平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上の目標値とする。

オ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・ 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること（注6）
- ・ 平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
を基本とする。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- ・ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること
を基本とする。（注7）

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- ・ 平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の

関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること
を基本とする。(注8)

注6：市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

注7：市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

注8：市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 活動指標（障害福祉サービス等の量の見込み）

(1) の成果目標の達成に向けて、障害福祉サービス等の種類ごとに以下の表を参考にしつつ、現在の利用実績等に関する分析や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、また、地域の実情を踏まえて、平成30年度から平成32年度までの各年度について見込む。

ア 「訪問系サービス」 (居宅を訪問し介護等を行う)

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
居宅介護	障害者（障害支援区分1以上）等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的・精神障害者（障害支援区分4以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施	
同行援護	視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者等に外出時に同行し、代筆・代読などにより必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を実施	
行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障害者（障害支援区分3以上）等の行動援護、外出時の移動介護等を実施	
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者（障害支援区分6）等に、居宅介護その他のサービスを包括的に提供	

イ 「日中活動系サービス」 （施設等で日中の介護や訓練等を行う）

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
生活介護	障害者（障害支援区分3以上：50歳以上の場合は2以上）に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 （機能訓練）	身体障害者への身体機能の回復等に必要なリハビリテーション等を実施 （期間は18か月を標準とする）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 （生活訓練）	知的・精神障害者が日常生活を営むために必要な訓練等を実施 （期間は24か月（長期間入院・入所していた場合は36か月）を標準とする）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施 （期間は24か月を標準とする）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 （A型：雇用契約あり）	一般企業等への就労が困難な障害者（雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満（利用開始時）の障害者）に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

就労継続支援 (B型：雇用契約なし)	一般企業等への就労が困難な障害者に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、相談等を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施	障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障害者（障害支援区分5以上又は6）への医療的ケアや介護等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
短期入所 (福祉型、医療型)	障害者（障害支援区分1以上、医療型の場合は医療的ケアが必要な重度心身障害者）等を対象に、介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

ウ 居住系サービス

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で単身生活をしようとする者などを対象に、定期的に居宅を訪問するなどして、家事、体調などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を実施	単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

共同生活援助 (グループホーム)	障害者（65 歳以上の身体障害者は、65 歳となる前に障害福祉サービスを利用して いた者に限る。）が共同生活を行う住居に おいて、日常生活上の援助等を実施	現に利用している者の数、障害者等 のニーズ、施設入所者の地域生活へ の移行者数、入院中の精神障害者の うち地域生活への移行後に共同生 活援助の利用が見込まれる者の数、 一人暮らしや家庭からグループホ ームに入所する者の数、グループホ ームから退所する者の数等を勘案 して、利用者数の見込みを設定す る。
施設入所支援	施設に入所する障害者（生活介護のサービ スを利用する者のうち、障害支援区分 4 以 上（50 歳以上の場合、3 以上）の者等）に 対し、主として夜間の入浴、排せつ、食事 の介護等を実施	平成 28 年度末時点の施設入所者数 を基礎として、施設入所者の地域生 活への移行者数を控除した上で、グ ループホーム等での対応が困難な 者の利用といった真に必要と判断 される数を加えた数を勘案して、利 用者数の見込みを設定する。

エ 相談支援

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
計画相談支援	障害者の心身の状況や環境を勘案したサ ービス等利用計画の作成や、作成したサ ービス等利用計画の検証・見直しを実施	現に利用している者の数、障害者等 のニーズ、入院中の精神障害者のう ち地域生活への移行後に計画相談 支援の利用が見込まれる者の数等 を勘案して、利用者数の見込みを設 定する。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者 や精神科病院に入院している障害者等に、 住居の確保や地域生活に移行するための 活動に関する相談等を実施	現に利用している者の数、障害者等 のニーズ、施設入所者の地域生活へ の移行者数、入院中の精神障害者の うち地域生活への移行後に地域移 行支援の利用が見込まれる者の数 等を勘案して、利用者数の見込みを 設定する。
地域定着支援	一人暮らしの障害者等に、常時の連絡体制 を確保し、緊急時の相談等を実施	現に利用している者の数、単身世帯 である障害者の数、同居している家 族による支援を受けられない障害 者の数、施設入所者の地域生活への 移行者数、入院中の精神障害者のう ち地域生活への移行後に地域定着 支援の利用が見込まれる者の数等 を勘案して、利用者数の見込みを設 定する。

オ 障害児支援（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等）

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施	
障害児相談支援	障害児の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成したサービス等利用計画の検証・見直しを実施	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

カ 発達障害者等に対する支援

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
発達障害者支援地域協議会の開催	発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	発達障害の早期発見、早期の発達支援に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、情報の提供、助言を実施	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言、指導等を実施 （発達障害者地域支援マネジャー：原則、発達障害者支援センターに配置され、事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースの対応等により地域支援の機能強化を推進）	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を実施	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。

キ 地域生活支援事業

種類		サービスの概要	見込む単位等
1 理解促進研修・啓発事業		地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を実施	実施の有無
2 自発的活動支援事業		障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援	実施の有無
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業	福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に実施 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を強化する取組等を実施	実施箇所数 基幹相談センターの設置の有無
	②市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置	実施の有無
	③住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援	実施の有無
4 成年後見制度利用支援事業		身寄りのない障害者のための市長申立や制度利用に係る助成を実施	実利用者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制等の整備を実施	実施の有無
6 意思疎通支援事業		①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者・要約筆記者の派遣等により、円滑な意思疎通の支援を実施 ②手話通訳者設置事業 障害福祉課、区保健福祉課、身体障害者更生相談所に手話相談員として手話通訳者を設置	①実利用件数 ②実配置者数
7 日常生活用具給付等事業		重度障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付等	給付等の件数
8 手話奉仕員養成研修事業		手話で日常生活を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成	実養成講習修了者数

9 移動支援事業	障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援	実利用者数 延べ利用時間数
10 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を支援	実施箇所数 実利用者数
11 発達障害者支援センター運営事業	発達障害者に対する総合的な支援を実施	実施箇所数 実利用者数
12 障害児等療育支援事業	在宅の障害児(者)の生活を支えるため、訪問による療育指導等を提供	実施箇所数
13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成 ②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成	実養成講習修了者数
14 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者又は要約筆記者の市域外への広域的な派遣を実施 ②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣	実利用件数

15 広域的な支援事業	① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な医療圏単位での関係機関との調整の場の設置、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の調整等を実施 (ア) 地域生活支援広域調整会議等事業 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援及びアウトリーチ（多職種による訪問支援）等の施策を推進 (イ) 地域移行・地域生活支援事業 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進 (ウ) 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 災害、犯罪、事故等の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）をはじめとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアを行う体制を整備 ② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成	①(ア) 協議会の開催数 (イ) ピアサポート従事者数（注9） (ウ) 運営委員会の開催数（注10） ②協議会の開催数
16 その他の実施事業 ※それぞれの種類ごとに	福祉ホーム、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、生活訓練等事業（中途失明者の歩行訓練、知的障害者の生活自立訓練）、日中一時支援事業など	実施箇所数 利用者数 登録者数 など

注9：ピアサポートとは、障害者等やその家族又は地域住民などを対象に、障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援

注10：災害救助法の適用等を踏まえた体制整備を行い、県と一体で運営委員会を開催する。